



豊監公表第9号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成31年（2019年）4月26日

豊中市監査委員	酒	本	毅
同	相	間	佐基子
同	出	口	文子
同	北	之坊	晋次

平成 3 1 年(2019年) 3 月 2 8 日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 指摘事項 (委員監査実施日 平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日)

◆金券類の管理について (政策企画部とよなか都市創造研究所)

平成 1 8 年度末をもって、豊中市政研究所が機構改革により市の補助金で運営する任意の団体を解散、平成 1 9 年度からはその業務が市長を補助する内部組織として、とよなか都市創造研究所に引き継がれたが、金券類 (葉書、バス回数券、テレホンカード、印紙、図書券、図書カード、現物総額26,960円) について、平成 1 9 年度に新たに受払簿が作成されることなく保管されたままとなっていた。葉書、印紙については、平成 1 8 年度から引き継がれた残枚数と平成 3 0 年 1 1 月 9 日現在の現物枚数に相違があった。

2 講じた措置の内容

指摘のバス回数券、テレホンカード、図書券、図書カード等の管理について、平成30年度の受払簿を作成しました。また、葉書(50円葉書の現物が16枚800円分過多)については、現物より多い分を平成 1 9 年 4 月 2 日以降受入れ分として受払簿に記載し、印紙(収入印紙の現物が 1 枚200円分不足)については、現物の枚数を基に受払簿を作成し、通知文「金券類の適切な保管・管理の徹底について」を研究所内で供覧して、金券類の適切な取扱い方法を周知徹底しました。

以後、毎年度受払簿を作成して適時な管理・執行に努めてまいります。